

6

# 環境影響評価書の概要

——羽田沖埋立事業の拡張——

昭和59年1月

東京都

# 1. 総 括

## 1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

## 1.2 対象事業の名称

羽田沖埋立事業の拡張

(埋立て)

## 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、航空機騒音問題解消のための空港移転用地の確保及び廃棄物最終処分場の確保のため羽田沖に埋立地を造成(拡張)するもので、計画の概要及び工事工程は表-1.3.1~1.3.2に示すとおりである。

表-1.3.1 埋立事業計画概要

位 置		大田区羽田空港二丁目地先	
規  模	埋立面積	約 337ha	
	埋立土量	4,001万 m <sup>3</sup>	一般廃棄物 211万 m <sup>3</sup> 上水スラッジ 30万 m <sup>3</sup> 下水スラッジ 229万 m <sup>3</sup> しゅんせつ土 882万 m <sup>3</sup> 建設残土 1,179万 m <sup>3</sup> 埋立用土砂 1,470万 m <sup>3</sup>
	外周護岸延長	7,573m	ケーソン式護岸 5,143m 二重鋼矢板式護岸 2,430m

表-1.3.2 工事計画概要

年 度	58	59	60	61	62	63	64	65
護岸工事								
廃棄物等埋立処分	一般廃棄物							
	上水スラッジ							
	下水スラッジ							
	しゃんせつ土							
	建設残土							
	埋立用土砂							

#### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、本事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。その結論は、表-1.4.1に示すとおりである。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>護岸建設及び廃棄物等の輸送に伴い発生する二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 及び一酸化炭素 (CO) の各濃度は、バックグラウンド濃度に対してわずかであり、影響は軽微であると考えられる。</p>
2. 水質汚濁	<p>護岸の建設に伴う浮遊物質 (SS) の濃度が増加する範囲は、工事区域周辺にとどまっており、影響は少ないものと考えられる。</p> <p>また、焼却残灰等の一般廃棄物の埋立処分時における余水の排水に伴う化学的酸素要求量 (COD) の寄与濃度はごくわずかであり、影響は少ないものと考えられる。</p> <p>さらに埋立地の出現に伴う化学的酸素要求量 (COD) の濃度は、埋立地が無い場合と比較して、その変化の程度は少ないと考えられる。</p>
3. 騒音	<p>建設残土等の陸上輸送を行う道路の交通騒音は、環境基準の基準値以下であり、影響は少ないものと考えられる。</p>
4. 振動	<p>建設残土等の陸上輸送を行う道路の交通振動は、振動規制法の要請基準値以下であり、また道路端から少し離れると、概ね人体に感じるレベル以下になるため影響は少ないものと考えられる。</p>
5. 水生生物	<p>事業区域周辺の潮流及び水質の変化の程度は少ないので水生生物の生息環境は維持されるものと考えられる。</p> <p>また、埋立地の出現に伴い生息域の一部が消失するが、護岸前面を良質の土砂で置きかえることにより、水生生物への影響は少なくなるものと考えられる。</p>

## 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は表-1.5.1のとおりである。

表-1.5.1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1. 総括	対象事業の内容の概略	実測に基づき修正した。
2. 対象事業の目的及び内容	事業の規模、工事期間及び工事計画	実測に基づき事業の規模等を修正し、着工時期を修正した。
4. 予測・評価項目の選定	選定しない項目及び理由	景観を選定しない理由を修正した。
5. 現況調査	水生生物	水生生物の調査方法の説明を追加した。
6. 予測	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、水生生物	大気汚染、水質汚濁の予測の対象時点、予測方法及び予測結果を変更、騒音及び振動の予測方法を追加、水生生物の予測方法予測結果を変更した。
7. 評価	大気汚染、水質汚濁、水生生物	予測方法、予測結果等の変更のため、評価の一部を修正した。
8. 環境保全のための措置	大気汚染、水質汚濁、水生生物	大気汚染、水質汚濁、水生生物に係る環境保全のための措置を修正、追加した。